

〈メールオーダー預金規定〉

1. 規定の適用範囲、変更等

この規定は、あすか信用組合（以下「当組合」といいます。）のメールオーダーサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。

2. 取扱店の範囲

- （1）本サービスのご利用は、当組合のインターネットホームページからおおば支店（メールオーダーセンター）へのお申し込みに限ります。
- （2）当組合の本支店でお取引をいただいているお客さまは、本サービスをご利用いただけません。

3. メールオーダー専用口座の開設方法

当組合所定の預金口座開設申込書（メールオーダー専用）（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入し署名捺印のうえ、申込書に記載の所定のご本人確認書類を添え郵送でお申し込みください。

4. お申し込み資格

本サービスをお申し込みになれるお客さまは、以下に該当する方に限ります。

- （1）税務上の居住地域が日本国のみである18歳以上の個人のお客さま。
- （2）本サービスのご利用目的が、貯蓄または資産運用であるお客さま。
- （3）第17条の定期預金をお預け入れいただけるお客さま。

5. お申し込みの制限等

本サービスでは、非対面での預金口座開設を厳格に行う目的から、以下に該当する方のお申し込みはお断りしております。

- （1）外国PEPsに該当する方
- （2）米国籍または米国永住権をお持ちの方
- （3）個人事業者で事業者の名義をご利用されたい方
- （4）代理人によるお申し込みの方
- （5）その他、不正利用のおそれがあると当組合が判断した方

6. 反社会的勢力との取引拒絶

以下の（1）の①から⑤および（2）の①から⑤の一にでも該当する場合には、当組合は本サービスのお申し込みをお断りするものとします。

- （1）本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- （2）自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - ⑤その他①から④に準ずる行為

7. 証券類の受入れ

本サービスの預金口座には、手形、小切手、配当金領収証その他の証券の受入れを行いません。

8. 普通預金の作成方法

- （1）本サービスをご利用いただく普通預金は、カード専用の普通預金（「カード預金」となります）。
- （2）普通預金の口座開設は、お客さま一人につき1口座に限らせていただきます。
- （3）普通預金の口座開設日は申込書が当組合に到達した日以後とします。
- （4）普通預金は通帳を発行いたしません。取引明細は当組合所定の方法により郵送します。
- （5）普通預金の口座番号は当組合から郵送する「普通預金口座番号のお知らせ」によりご確認ください。
- （6）普通預金はインターネットバンキングサービスをご利用になれません。

9. 普通預金キャッシュカードの発行

- （1）本サービスの普通預金は必ずカード発行を行います。
- （2）口座開設お申し込み時には、暗証番号を届けていただけます。
- （3）キャッシュカードの発行は、定期預金口座の作成以後となります。

10. 普通預金の利用可能範囲

普通預金の利用可能範囲は以下の範囲に限定させていただきます。

- （1）メールオーダー定期預金の資金のご入金
- （2）当組合出資金加入のご入金
- （3）上記（1）（2）にかかる振替
- （4）定期預金および普通預金の利息入金

（5）当組合出資配当金の振替

（6）定期預金および出資金に関連したカードによるお預け入れや払出し

（7）キャッシュカード利用手数料の返戻

（8）その他、当組合が認める事項

11. 普通預金の振込金の受入れ

- （1）本サービスの普通預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- （2）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

12. 普通預金の利息

普通預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当組合所定の日に、当組合所定の方法で表示する毎日の利率によって計算のうえ普通預金に組入れます。
なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

13. 普通預金の解約方法

- （1）普通預金口座を解約する場合には、当組合所定の解約申込書に必要事項を記入し、届出の印章により押印して、ご本人確認書類とともにメールオーダーセンターに郵送してください。ただし、定期預金のお預け入れがあるうちは、解約できません。
- （2）当組合が解約申込書を受付けた日以後に解約手続きを行います。
- （3）解約した普通預金の解約金は、解約申込書に記載していただいた、ご本人さま名義の他金融機関口座に振込みます。
- （4）解約後、計算書をお届けの住所に郵送します。
- （5）郵便の遅延および必要書類の不備、印鑑不備等により解約手続きが遅れ損害が生じましても当組合は責任を負いません。
- （6）お受取り口座の記載不備等により、解約金等の振込みが成立せず、あらためて振込する場合は、当組合所定の振込手数料をいただきます。

14. 自動機が故障時等の取扱い

当組合の現金自動受払機（現金自動預金機、現金自動支払機を含みます。以下、「自動機」といいます。）または、当組合が自動機の共同利用による現金預入業務、現金支払業務、振込業務を提携する金融機関等の自動機が停電、故障の場合には、取扱いを一時停止することがあります。

15. 暗証番号の変更等

- （1）暗証番号の変更は、当組合所定の暗証番号届に必要事項をご記入のうえ、お届け印を捺印し当組合メールオーダーセンターへ、郵送にてお届けください。
- （2）暗証番号の変更は、（1）によるほか、当組合所定の自動機を使用して変更することができず、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を入力してください。この場合、（1）による届出の必要はありません。
- （3）当組合所定の回数をこえて届け出と異なる暗証番号を自動機に連続して入力した場合は、カードの利用を停止しますので、メールオーダーセンターにご連絡のうえ、当組合所定の方法により届け出て、カードの再発行手続きをしてください。
- （4）カードを紛失した場合はすみやかにメールオーダーセンターにご連絡のうえ、当組合所定の方法により届け出て、カードの再発行手続きをしてください。

16. カードの利用停止

普通預金を解約した場合はカードの利用はできません。カードを裁断その他の方法により利用できない状況にした上で、破棄してください。なお、キャッシュカードを利用できない状態にした上で破棄しなかったことにより生じた損害については当組合は責任を負いません。

17. 定期預金の定義

- （1）本サービスでご利用いただく定期預金は、郵送により口座作成される定期預金で、新規に開設した普通預金に資金を振込入金していただいた後作成する預金です。
- （2）この定期預金の金利は、口座振替により普通預金から定期預金を作成した日の利率を適用します。
- （3）この定期預金の1回あたりの預入金額は100万円以上、1万円単位とします。
- （4）この定期預金は、証書を発行いたします。
- （5）この定期預金はインターネットバンキングサービスをご利用になれません。

18. 定期預金の作成方法

- （1）第8条5項で通知した普通預金口座に、定期預金のお申し込み金額を振込入金によりお預け入れください。お振込される際の依頼人名はお客さまご本人さま名義に限ります。なお、お振込の手数料はお客さま負担となりますので、ご了承ください。お振込後の普通預金残高が定期預金のお申し込み金額（出資金加入をご希望の方は、その資金を加えた金額）以上となるように振り込んでください。
- （2）当組合は、申込書等を受付した日と定期預金資金の入金を当組合が確認した日のうちどちらか遅い日以降に、普通預金から口座振替の方法で定期預金を作成し、証書を郵送します。
ただし、入金となった時刻が15時以降の場合や、入金日が信用組合休業日の場合は、その翌営業日を入金が行われた日として扱います。
なお、普通預金の残高が定期預金のお申し込み金額（出資金加入をご希望の方は、その資金を加えた金額）に満たない場合は、普通預金の残高が定期預金のお申し込み金額以上であることを確認した日以後に定期預金を作成します。
- （3）当組合が第8条5項の普通預金口座番号のお知らせを発送した後、3か月を経過しても普通預金の残高が定期預金のお申し込み金額に満たない場合は、

定期預金のお申し込みがなかったものとして普通預金口座を解約します。

19. 定期預金の自動継続方法

- (1) 定期預金の満期日（自動継続日）前に満期のお知らせ（自動継続のご案内）を送付します。
- (2) 定期預金は満期日（自動継続日）に同期間の同一定期預金に自動継続しますので、お預け替えのお手続きは不要です。継続された預金についても同様とします。
- (3) 元金継続のみのお取扱いとします。
- (4) 自動継続後の定期預金の金利は、当組合ホームページでご覧になるか、メールオーダーセンターフリーダイヤルへお問い合わせください。
- (5) お客さまが定期預金の継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の1週間前までにその旨を申し出てください。この申し出があり、所定の手続きが完了しましたら、満期日以後に支払います。
- (6) 当組合がこの定期預金の継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を通知します。当組合が継続を停止したことにより損害が生じても当組合は責任を負いません。

20. 定期預金の利息

- (1) 定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数に応じた同一定期預金の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。
- (2) ただし、預入日の2年後の応答日から3年後の応答日までの日を満期日としたこの定期預金の利息の支払いは、預入日の1年後の応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数およびこの定期預金の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、普通預金口座に入金することにより支払います。
- (3) 自動継続時の利息は、普通預金口座に入金することにより支払います。
- (4) 継続を停止した場合の定期預金利息は、満期日以後にこの定期預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (5) 当組合がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および当組合規定に違反し解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときには最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、定期預金とともに支払います。
 - ① 預入日の1か月後の応答日から預入日の3年後の応答日の前日までの日を満期日とした定期預金の場合
 - A 6か月未満…解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満……約定利率×50%
 - C 1年以上3年未満……約定利率×70%
 - ② 預入日の3年後の応答日を満期日とした定期預金の場合
 - A 6か月未満…解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満……約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満…約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満…約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満…約定利率×70%
 - F 2年6か月以上3年未満…約定利率×90%
- (6) 定期預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

21. 定期預金の解約方法

- (1) 解約希望日の1か月前から1週間前までの間にメールオーダーセンターへお申し出が必要です。当組合ホームページよりお申し込みください。
- (2) 解約お申し出後、当組合所定の解約依頼書に解約希望日を記入し、届出の印章により署名捺印のうえ、定期預金証書、ご本人確認書類とともにメールオーダーセンターに郵送してください。
- (3) 当組合は解約依頼書に記載された解約希望日（解約希望日が信用組合休業日にあたる場合はその翌営業日）に解約手続きを行うものとします。ただし、必要書類が解約希望日の前営業日までにメールオーダーセンターに到達しなかった場合は、到達した翌営業日以後に解約手続きを行います。
- (4) 解約した定期預金の解約金は、普通預金口座に入金します。また、解約依頼書でご本人さま名義の他金融機関口座をご指定いただくこともできます。この場合、振込手数料は当組合が負担します。

また、普通預金、出資金を含むすべてのお取引を終了する場合も、振込手数料はいただきません。ただし、口座番号相違等で再度お振込の場合は、当組合所定の振込手数料をいただきます。
- (5) 郵便の遅延および必要書類の不備、印鑑相違等により解約手続きが遅れ損害が生じても、当組合は責任を負いません。

22. 届出事項の変更、証書の再発行等

- (1) このサービスに係る印章や証書を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちにメールオーダーセンターに連絡のうえ、書面によって当組合に届け出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (3) 印章や証書を失った場合の該当預金の払戻し、解約または再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。
- (4) 証書を再発行する場合には、当組合所定の手数をいただきます。その際の手数は、普通預金口座から口座振替によりお支払いいただきます。

23. 印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたらうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合

は責任を負いません。

24. 規定の適用

この規定に定めのない事項は次の(1)から(5)の規定により取扱うものとします。

- (1) 普通預金（決済用普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金 共通規定
- (2) 普通預金（決済用普通預金を含む）規定
- (3) キャッシュカード規定
- (4) 定期預金共通規定
- (5) 自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定

25. 規定の改定

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、郵送・電子メール等による通知、店頭表示・当組合ウェブサイト（ホームページ）への掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、通知や公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上